

木更津市保育料表

4月～8月保育料：入園前年度市民税により算定 9月～3月保育料：入園年度市民税により算定します。

保育料は、お子様の年齢と、世帯(原則は父母 ※1)の市民税額から算定します。保育料決定は年2回実施し、4月はクラス年齢の切り替え、9月は対象課税年度の変更に伴う保育料階層の切り替えをします。
幼児教育・保育無償化に伴い、市民税非課税世帯と3歳児クラス以上の児童の保育料は無料です。

(単位:円)

| 階層 | 保護者の課税額 (世帯の合計額を基準にします) | | 第1子※3(標準保育料) | | 第2子※4(半額保育料) | | 3歳以上児 及び 第3子以降※5 3歳未満児 |
|-----|----------------------------|-------------|--------------|---------|--------------|---------|---------------------------------|
| | | | (標準時間認定) | (短時間認定) | (標準時間認定) | (短時間認定) | |
| | 年齢 ※2 | | 3歳未満児 | | 3歳未満児 | | 無 料 |
| 1 | 生活保護世帯 | | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 2A | 市民税非課税世帯 | | ひとり親世帯等※6 | 0 | 0 | 0 | |
| 2B | | | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 3A | 市民税均等割のみ課税 | | ひとり親世帯等※6 | 7,500 | 7,400 | 0 | |
| 3B | | | 16,000 | 15,800 | 8,000 | 7,900 | |
| 4A | 市民税所得割額 48,600 円未満 | | ひとり親世帯等※6 | 8,000 | 7,900 | 0 | |
| 4B | | | 17,000 | 16,800 | 8,500 | 8,400 | |
| 5A1 | 48,600 円以上 | 57,700 円未満 | ひとり親世帯等※6 | 9,000 | 9,000 | 0 | |
| 5A2 | 57,700 円以上 | 72,800 円未満 | | | | | |
| 5B1 | 48,600 円以上 | 57,700 円未満 | 25,000 | 24,700 | 12,500 | 12,350 | |
| 5B2 | 57,700 円以上 | 72,800 円未満 | | | | | |
| 6A1 | 72,800 円以上 | 77,101 円未満 | ひとり親世帯等※6 | 9,000 | 9,000 | 0 | |
| 6A2 | 77,101 円以上 | 97,000 円未満 | 27,000 | 26,700 | 13,500 | 13,350 | |
| 6B | 72,800 円以上 | 97,000 円未満 | | | | | |
| 7 | 97,000 円以上 | 121,000 円未満 | 37,000 | 36,600 | 18,500 | 18,300 | |
| 8 | 121,000 円以上 | 145,000 円未満 | 40,000 | 39,600 | 20,000 | 19,800 | |
| 9 | 145,000 円以上 | 169,000 円未満 | 42,000 | 41,500 | 21,000 | 20,750 | |
| 10 | 169,000 円以上 | 213,000 円未満 | 55,000 | 54,400 | 27,500 | 27,200 | |
| 11 | 213,000 円以上 | 301,000 円未満 | 57,000 | 56,400 | 28,500 | 28,200 | |
| 12 | 301,000 円以上 | | 67,000 | 65,600 | 33,500 | 32,800 | |

- ※1 保育料算定対象者は、原則として保護者(父母)です。「父母ともに非課税の場合」かつ「祖父母が実態として同居している場合」は、「同居の祖父母」の市民税額をもとに保育料を決定します。
- ※2 保育料の年齢は、入園年度の4月1日の満年齢を適用します。(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)
- ※3 「第1子」の標準保育料は、小学校就学前の子どものうち、最も年長の子どもが保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(以下「保育園等」)を利用する場合、当該子どもに適用されます。
- ※4 「第2子」の半額保育料は、同一世帯において、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導型保育(以下「保育施設等」)を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、2番目の子どもが保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます。
- ※5 「第3子以降」の保育料は、同一世帯等において、保育施設等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、3番目以降の子どもが保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます。
 ●※2～4について、ひとり親世帯等のうち市民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢にかかわらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順にカウントします。
- ※6 「ひとり親世帯」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯、準要保護世帯(生活保護を受けていない世帯で家族構成に対して決められている所得に満たない事)をいいます。
 ●母子・父子家庭であっても、祖父母等の同居人がいる場合は該当しません。

3歳クラス以上では、保育料とは別に副食費(おかず・おやつ等)は実費負担となります。木更津市内の保育園、認定こども園等の副食費実費負担額は4,500円です。
 なお、1階層から5B1階層及び6A1階層の場合は副食費免除となります。